

## A 市長室からお答えします

### 飼い主のいない猫について

**Q** 飼い主のいない猫(野良猫)が増えているようで、フン害やごみ集積所のごみを荒らされないか心配です。何か対策はないのでしょうか。



**A** 「動物の愛護及び管理に関する法律」において、猫は「愛護動物」とされているため、捕獲できる規定がありません。

このような中、千葉県では、飼い主のいない猫に対する方策の一つとして、地域住民が主体となり、ボランティアと行政が協働して実施する「地域猫活動」を推奨しています。この活動は、猫の不妊・去勢手術を実施することで自然繁殖を抑制するとともに、管理できる人に決まった時間の餌やりや後片付け、里親探しなどを行ってもらい、地域での共存につなげていくものです。

市では、平成29年4月から、個人による飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術についての補助を行っており、現在18人が飼い主のいない猫愛護員として登録し活動しています。しかし、まだ地域猫活動と言えるほどの活動団体はありません。地域猫活動についての周知を行うとともに、市の補助制度の活用を広げていくことにより、市民の皆さんの生活環境の保全と動物愛護精神の普及を図っていきたいと考えています。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

## 消費生活相談Q&A

### タレント・モデル契約のトラブルに注意

**Q** スマートフォンのサイトで見つけた新人タレント発掘オーディションを受け、合格しました。プロダクションとの契約後、芸能スクールに通うように言われ、入学金と授業料として98万円を請求されました。高額で支払えないと伝えたら60回の分割払いを提案されましたが、それでも払えません。解約したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

**A** 10・20代の女性を中心にタレント・モデル契約に関するさまざまなトラブルが発生しています。状況によりクーリングオフなどができる場合もありますので、契約書の内容を確認し速やかに消費生活センターに相談してください。

そのほかに、「プロフィール写真のため高額な撮影料を請求された」「解約時に高額な解約金を請求された」「仕事に必要なだと高額なエステを契約させられた」「契約したにもかかわらず仕事が紹介されない」「アダルト関連の出演を勧められた」などのトラブルも見受けられます。業者は、タレントなどに憧れる気持ちに付け込んで甘い言葉を掛けてきますが、金銭の負担を求められる場合は注意が必要です。その場での契約は避け、活動内容や費用について家族などに相談し、冷静に判断しましょう。

トラブルに遭ったら一人で悩まずに、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



## 国民健康保険

### こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入している皆さんがけがや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

給付を受けるときは、必要書類と印鑑、世帯主(葬祭費の場合は葬祭を行った人)と手続きの対象となる人のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと窓口に来た人の本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、世帯主(葬祭費の場合は葬祭を行った人)の口座番号が分かる物を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

#### 出産や死亡したとき

##### 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が42万円支給されます。

ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産した場合は、加入していた保険から支給されます。

また、出産費用に出産育児一時金を直接充てることのできる「直接支払制度」があります。対応していない医療機関もありますので、くわしくは医療機関で確認してください。

【書類】母子健康手帳、医師の証明書(死産・流産の場合)、出産費用の領収書など

##### 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。

ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに加入していた人が、その保険をやめてから3カ月以内に死亡した場合は、加入していた保険から支給されます。

【書類】葬儀の領収書など

### 柔道整復師(整骨院・接骨院)の かかり方

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を適用できる範囲が決められています。

看板に「健康保険取り扱い」と表示されていても、対象とならない場合もあるので、受診する前に内容をよく確認しましょう。

#### 保険が使えないとき

- 日常生活からくる単純な肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術

#### 施術を受けるときの注意点

- 重複受診をしない

#### 後で払い戻しが受けられます

##### 療養費の支給

次のような場合、保険年金課に申請してください。国保連合会が審査・決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

ケース① 急病でやむを得ず保険証を持たずに自費診療で病院にかかった場合

【書類】病院などに支払った費用の領収書、診療報酬明細書など  
ケース② 手術などで生血による輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

【書類】医師の証明書、領収書(採寸などの明細が書かれた物)など  
ケース③ 海外渡航中に医者にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

【書類】診療内容明細書・領収明細書(日本語訳文も必要)など

##### 移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の証明書、領収書(経路などの明細が書かれた物)

#### 支払った医療費が高額になったら

##### 高額療養費の支給

被保険者の医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分が支給されます。当てはまる人には治療を受けた月から2カ月～3カ月後に通知を送付します。

#### こんなときにはご注意ください

##### 第三者行為

交通事故など自分以外の人の行為によって、けがや病気をして国民健康保険を使って治療を受ける場合は必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

##### 給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気と見なされないもの、業務上のけがや病気、けんかによるけがなどは給付が受けられません。

同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります。

- けがの原因を正しく伝える  
 仕事上のけがで労働災害に該当する場合、保険給付が受けられません。
- 療養費支給申請書は本人が署名  
 申請書に記載されるけがの原因・けがの名前・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、本人が署名・押印してください。
- 領収書を必ずもらう  
 市から送付される「医療費のお知らせ」の請求内容と合っているか確認しましょう。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。